

2025年2月4日

各位

会社名 富士ソフト株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 坂下智保  
(コード番号 9749 東証プライム)  
問合せ先 経営財務部長 小西信介  
(TEL 045-650-8811)

会社名 FK 株式会社  
代表者名 代表取締役 マイケル・ロンゴ

(変更) FK 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う  
「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの  
開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

FK 株式会社は、本日、別添の「(変更) FK 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う  
「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関する  
お知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、FK 株式会社(公開買付者)が、富士ソフト株式会社(公開買付けの対象者)に行った要請  
に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025年2月4日付「(変更) FK 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「富士ソフト株  
式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」

2025年2月4日

各位

会社名 FK株式会社  
代表者名 代表取締役 マイケル・ロンゴ

(変更) FK株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う  
「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの  
開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

FK株式会社は、富士ソフト株式会社(証券コード:9749、株式会社東京証券取引所プライム市場。以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)及び新株予約権(2022年3月29日開催の対象者の取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権(以下「第5回新株予約権」といいます。)、2023年3月28日開催の対象者の取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権(以下「第6回新株予約権」といいます。)、及び2024年3月26日開催の対象者の取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権(以下「第7回新株予約権」といいます。))を総称して、以下「本新株予約権」といいます。)に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)及び関係法令に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を2024年11月20日より開始しておりますが、本日、本公開買付けにおける対象者株式の1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)を9,451円から9,850円に変更すること、及び、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を変更後の本公開買付け価格(9,850円)と本新株予約権1個当たりの行使価額との差額(第5回新株予約権:6,385円、第6回新株予約権:5,698円、第7回新株予約権:3,331円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式の数を乗じた金額(第5回新株予約権:1,277,000円、第6回新株予約権:1,139,600円、第7回新株予約権:333,100円)に変更した上で、公開買付け期間を2025年2月19日まで延長することを決定いたしました。

これに伴い、2024年11月19日付「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(2024年12月19日付で公表した「(変更)FK株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、2025年1月10日付で公表した「(変更)FK株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」及び2025年1月24日付で公表した「(変更)FK株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」で変更された事項を含みます。)の内容を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

(変更前)

<前略>

そして、公開買付者は、第1回公開買付けが成立した場合、公開買付者が第1回公開買付けで取得する対象者株式以外の対象者株式(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除く。)及び本新株予約権の全てを取得することを目的として第2回公開買付けを実施すること、及び、公開買付者が第1回公開買付けで対象者株式33,658,500株(所有割合:53.40%(注8))以上を取得した場合には、第2回公開買付けを実施しないことを2024年9月19日付で

決定しておりましたが、第1回応募株券等は22,131,902株(所有割合:35.11%)であり、33,658,500株に満たなかったことから、公開買付者は、第2回公開買付けを実施することを決定いたしました。対象者株式の株価が、引き続き第1回公開買付価格(8,800円)を超えて推移していることなどを踏まえ、対象者株式の非公開化の迅速な実行の蓋然性を高めるため、2024年11月15日、第2回公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格(以下「第2回公開買付価格」又は「本公開買付価格」といいます。)を9,451円に引き上げ、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格(以下「第2回新株予約権買付価格」又は「本新株予約権買付価格」といいます。)についても、第2回公開買付価格(9,451円)と本新株予約権1個当たりの行使価額との差額(第5回新株予約権:5,986円、第6回新株予約権:5,299円、第7回新株予約権:2,932円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数を乗じた金額(第5回新株予約権:1,197,200円、第6回新株予約権:1,059,800円、第7回新株予約権:293,200円)とすること(以下「本価格引上げ」といいます。)を決定し、その旨を対象者に連絡したところ、対象者より、2024年11月15日開催の取締役会において、第2回公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者(以下「本新株予約権者」といいます。)の皆様に対して、第2回公開買付けに応募することを推奨する旨の決議、並びにベインキャピタル(下記「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。)による公開買付けに対しては反対意見を表明する旨の決議をした旨の連絡を受けました。そこで、公開買付者は、2024年11月15日、2024年11月18日の週の半ばを目処に、開示書類等の準備が整い次第、実務上可能な限り速やかに第2回公開買付けを開始することを決定いたしました。その後、開示書類等の準備が整ったことから、公開買付者は、2024年11月19日、第2回公開買付けを2024年11月20日より開始することを決定いたしました。なお、本価格引上げを踏まえ、公開買付者は、公平性の観点から、第2回公開買付けが成立した場合、第1回公開買付けに応募した全ての対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本価格引上げによって決定された買付け等の価格と第1回公開買付価格及び第1回新株予約権買付価格との差額(普通株式:1株当たり651円、第5回新株予約権:1個当たり130,200円、第6回新株予約権:1個当たり130,200円、第7回新株予約権:1個当たり65,100円)を補償することを予定しておりますが、時期及び方法等の詳細は検討中であり、決定次第、速やかに公表いたします。

#### <中略>

その後、公開買付者は、2025年1月9日時点で対象者株式の市場価格が引き続き第2回公開買付価格を上回って推移していること並びに第2回公開買付けへの応募状況を踏まえ、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に判断機会を提供し、第2回公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年1月9日、第2回公開買付期間を2025年1月24日まで延長することを決定いたしました。なお、公開買付者は、2025年1月9日時点において、第2回公開買付価格及び第2回新株予約権買付価格の変更は検討しておりません。また、公開買付者は、今後第2回公開買付けを撤回する予定は一切ありませんので、第2回公開買付けの撤回により、2024年12月18日付ベインキャピタルプレスリリースに記載されている公開買付けの前提条件(⑥ 第2回FK公開買付けが撤回され又は不成立となっていること)が充足することはありません。また、公開買付者は、仮に第2回公開買付けが成立しなかった場合においても、対象者の非公開化を断念する予定はなく、第2回公開買付けにおける公開買付価格と同額で、新たな公開買付けの実施を行う予定です(なお、当該公開買付けは速やかに実施予定であり、また、買付予定数の下限については、その時点における最新の対象者の株主構成(パッシブ・インデックス運用ファンド等が所有する対象者株式の数を含みます。))を踏まえて判断する予定です。したがって、公開買付者は、少なくとも、公開買付者が対象者の非公開化を断念し、ベインキャピタルの公開買付けのみが実施されているという状態は起こり得ず、ベインキャピタルの公開買付け以外の選択肢が無いことを理由に、ベインキャピタルの公開買付けに対する反対意見が変更される余地はないと考えております。なお、ベインキャピタルは、2024年11月1日付で公表した「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」において、対象者の「賛同」以外の前提条件は全て充足していることから、「賛同」が得られ次第、速やかに公開買付けを開始するとしていたしましたが、2024年12月18日付ベインキャピタルプレスリリースにおいて対象

者の賛同に係る公開買付け開始の前提条件を放棄したにもかかわらず、ベインキャピタルは、2025年1月9日時点において、公開買付けを開始していません。公開買付者としては、ベインキャピタルが同意なき買収が本当に実行可能なのであれば、2025年1月9日時点において公開買付けを開始していないことに合理的な理由はないものと考えております。よって、すぐに公開買付けが開始されない場合は、実際には同意なき公開買付けを実行する意思が無いか、あるいは、ベインキャピタルが2025年1月7日付で公表した「富士ソフト株式会社(証券コード：9749)からの情報廃棄要請に応じた情報廃棄の実施予定及び公開買付けの開始時期についてのお知らせ」(以下「2025年1月7日付ベインキャピタルプレスリリース」といいます。)に反して、公開買付代理人は決定しているものの、ベインキャピタルが対象者に提出した2023年8月10日付「秘密保持に関する誓約書」に基づいた秘密情報の破棄の履行が不明瞭等の理由から、証券会社側の受任手続きが完了していない場合や、スクイーズアウト取引に係る銀行融資の実行の目途が立っていない等の理由から実行できる状況にないものと捉えるべきだと考えております(なお、2025年1月7日付ベインキャピタルプレスリリースにおいて、ベインキャピタルが「本公開買付けを含む一連の取引を実施するための資金のコミットメントは得ております」と記載しておりますが、「一連の取引」にスクイーズアウト取引が含まれ、また、「資金のコミットメント」に銀行融資が含まれるか、明確化されるべきだと考えます。)。なお、2025年1月7日付ベインキャピタルプレスリリースにおいては、「FK株式会社を含む対象者の株主との協議及び交渉を行った上で、開示書類等の準備が整い次第、2025年1月下旬又は同年2月上旬を目途に本公開買付けを開始」と記載されるのみであり、なぜ速やかに同意なき公開買付けを開始しないのか、なぜ公開買付者の公開買付けの撤回又は不成立を前提条件として追加したのか、という点について、何ら説明・反論はなされていません。

<中略>

その後、公開買付者は、2025年1月24日時点で対象者株式の市場価格が引き続き第2回公開買付価格を上回って推移していること及び第2回公開買付けへの応募状況を踏まえ、第2回公開買付けの成立可能性を高めるため、また、ベインキャピタルは2024年12月18日付ベインキャピタルプレスリリースにおいて「2025年1月下旬又は同年2月上旬を目途に本公開買付けを開始する予定」と公表しているところ、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に、公表された公開買付開始予定時期(2025年1月下旬又は2月上旬。なお、2025年2月は28日間であり、同年2月上旬の最終の営業日は2025年2月7日となります。)に、ベインキャピタルが、「第2回FK公開買付けが撤回され又は不成立となっていること」という前提条件(注7の2)を放棄して、実際に敵対的公開買付けを開始するか否かをご確認いただいた上で、第2回公開買付けに応募するか否かを判断する機会を提供するため、2025年1月24日、第2回公開買付期間を2025年2月7日まで延長することを決定いたしました。なお、公開買付者は、2025年1月24日現在、第2回公開買付価格及び第2回新株予約権買付価格の変更は検討していません。

<後略>

(変更後)

<前略>

そして、公開買付者は、第1回公開買付けが成立した場合、公開買付者が第1回公開買付けで取得する対象者株式以外の対象者株式(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除く。)及び本新株予約権の全てを取得することを目的として第2回公開買付けを実施すること、及び、公開買付者が第1回公開買付けで対象者株式33,658,500株(所有割合：53.40%(注8))以上を取得した場合には、第2回公開買付けを実施しないことを2024年9月19日付で決定しておりましたが、第1回応募株券等は22,131,902株(所有割合：35.11%)であり、33,658,500株に満たなかったことから、公開買付者は、第2回公開買付けを実施することを決定いたしました。対象者株式の株価が、引き続き第1回公開買付価格(8,800円)を超えて推移していることなどを踏まえ、対象者株式の非公開化の迅速な実行の蓋然性を高めるため、2024年11月15日、第2回公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格(以下「第2回公開買付価格」又は「本公開買付価格」といいます。)を9,451円に引き上げ、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格(以下「第2回新株予約権買付価格」又は「本新株予約権買

付価格」といいます。)についても、第2回公開買付価格(9,451円)と本新株予約権1個当たりの行使価額との差額(第5回新株予約権:5,986円、第6回新株予約権:5,299円、第7回新株予約権:2,932円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数を乗じた金額(第5回新株予約権:1,197,200円、第6回新株予約権:1,059,800円、第7回新株予約権:293,200円)とすること(以下「本価格引上げ」といいます。)を決定し、その旨を対象者に連絡したところ、対象者より、2024年11月15日開催の取締役会において、第2回公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者(以下「本新株予約権者」といいます。)の皆様に対して、第2回公開買付けに応募することを推奨する旨の決議、並びにペインキャピタル(下記「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。)による公開買付けに対しては反対意見を表明する旨の決議をした旨の連絡を受けました。そこで、公開買付者は、2024年11月15日、2024年11月18日の週の半ばを目処に、開示書類等の準備が整い次第、実務上可能な限り速やかに第2回公開買付けを開始することを決定いたしました。その後、開示書類等の準備が整ったことから、公開買付者は、2024年11月19日、第2回公開買付けを2024年11月20日より開始することを決定いたしました。なお、本価格引上げを踏まえ、公開買付者は、公平性の観点から、第2回公開買付けが成立した場合、第1回公開買付けに応募した全ての対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様(総称して、以下「補償対象株主等」といいます。)に対して、本価格引上げによって決定された買付け等の価格と第1回公開買付価格及び第1回新株予約権買付価格との差額(普通株式:1株当たり651円、第5回新株予約権:1個当たり130,200円、第6回新株予約権:1個当たり130,200円、第7回新株予約権:1個当たり65,100円。総称して、以下「本件補償額」といいます。)を補償することを予定しておりました。

その後、公開買付者は、本価格変更(以下に定義します。以下同じです。)を決定いたしました。補償対象株主等の皆様に対しては、従前公表しておりました本件補償額(普通株式については、1株当たり651円)の範囲で、経済的な補償機会の提供を引き続き予定しており、時期及び方法等の詳細は検討中です。詳細が確定し次第、速やかに、補償対象株主等の皆様にお知らせする予定です。

また、公開買付者は、第2回公開買付けの成立後、1か月以内を目処に、公開買付者が連絡可能な補償対象株主等の皆様に対してのご連絡を開始させていただく予定です。同時期に、KKRウェブサイト(<https://www.kkr.com/jp/ja>)上に、この補償に関する問い合わせ窓口を掲載いたしますので、補償対象株主等の皆様におかれましては、公開買付者からの連絡がない場合には、問い合わせ窓口までご連絡いただくようお願いいたします。

<中略>

その後、公開買付者は、2025年1月9日時点で対象者株式の市場価格が引き続き第2回公開買付価格を上回って推移していること並びに第2回公開買付けへの応募状況を踏まえ、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に判断機会を提供し、第2回公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年1月9日、第2回公開買付期間を2025年1月24日まで延長することを決定いたしました。なお、公開買付者は、2025年1月9日時点において、第2回公開買付価格及び第2回新株予約権買付価格の変更は検討しておりませんでした。また、公開買付者は、今後第2回公開買付けを撤回する予定は一切ありませんので、第2回公開買付けの撤回により、2024年12月18日付ペインキャピタルプレスリリースに記載されている公開買付けの前提条件(⑥ 第2回FK公開買付けが撤回され又は不成立となっていること)が充足することはありません。また、公開買付者は、仮に第2回公開買付けが成立しなかった場合においても、対象者の非公開化を断念する予定はありません。なお、従前、仮に第2回公開買付けが成立しなかった場合には、本価格変更前の第2回公開買付けにおける公開買付価格(普通株式については、9,451円)で、新たな公開買付けを実施することを予定しておりましたが、本価格変更に伴い、第2回公開買付けの成立可能性が十分に高まったものと考えており、2025年2月4日現在、新たな公開買付けを実施するかについては確定しておりません。なお、ペインキャピタルは、2024年11月1日付で公表した「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」において、対象者の「賛同」以外の前提条件は全て充足していることから、「賛同」が得られ次第、速やかに公開買付けを開始するとしていましたが、2024

年12月18日付ベインキャピタルプレスリリースにおいて対象者の賛同に係る公開買付け開始の前提条件を放棄したにもかかわらず、ベインキャピタルは、2025年1月9日時点において、公開買付けを開始しておりません。公開買付者としては、ベインキャピタルが同意なき買収が本当に実行可能なのであれば、2025年1月9日時点において公開買付けを開始していないことに合理的な理由はないものと考えております。よって、すぐに公開買付けが開始されない場合は、実際には同意なき公開買付けを実行する意思が無いか、あるいは、ベインキャピタルが2025年1月7日付で公表した「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)からの情報廃棄要請に応じた情報廃棄の実施予定及び公開買付けの開始時期についてのお知らせ」(以下「2025年1月7日付ベインキャピタルプレスリリース」といいます。)に反して、公開買付代理人は決定しているものの、ベインキャピタルが対象者に提出した2023年8月10日付「秘密保持に関する誓約書」に基づいた秘密情報の破棄の履行が不明瞭等の理由から、証券会社側の受任手続きが完了していない場合や、スクイーズアウト取引に係る銀行融資の実行の目途が立っていない等の理由から実行できる状況にないものと捉えるべきだと考えております(なお、2025年1月7日付ベインキャピタルプレスリリースにおいて、ベインキャピタルが「本公開買付けを含む一連の取引を実施するための資金のコミットメントは得ております」と記載しておりますが、「一連の取引」にスクイーズアウト取引が含まれ、また、「資金のコミットメント」に銀行融資が含まれるか、明確化されるべきだと考えます。)。なお、2025年1月7日付ベインキャピタルプレスリリースにおいては、「FK株式会社を含む対象者の株主との協議及び交渉を行った上で、開示書類等の準備が整い次第、2025年1月下旬又は同年2月上旬を目途に本公開買付けを開始」と記載されるのみであり、なぜ速やかに同意なき公開買付けを開始しないのか、なぜ公開買付者の公開買付けの撤回又は不成立を前提条件として追加したのか、という点について、何ら説明・反論はなされておられません。

<中略>

その後、公開買付者は、2025年1月24日時点で対象者株式の市場価格が引き続き第2回公開買付価格を上回って推移していること及び第2回公開買付けへの応募状況を踏まえ、第2回公開買付けの成立可能性を高めるため、また、ベインキャピタルは2024年12月18日付ベインキャピタルプレスリリースにおいて「2025年1月下旬又は同年2月上旬を目途に本公開買付けを開始する予定」と公表しているところ、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に、公表された公開買付開始予定時期(2025年1月下旬又は2月上旬。なお、2025年2月は28日間であり、同年2月上旬の最終の営業日は2025年2月7日となります。)に、ベインキャピタルが、「第2回FK公開買付けが撤回され又は不成立となっていること」という前提条件(注7の2)を放棄して、実際に敵対的公開買付けを開始するか否かをご確認いただいた上で、第2回公開買付けに応募するか否かを判断する機会を提供するため、2025年1月24日、第2回公開買付期間を2025年2月7日まで延長することを決定いたしました。なお、公開買付者は、2025年1月24日時点において、第2回公開買付価格及び第2回新株予約権買付価格の変更は検討しておりませんでした。

その後、公開買付者は、2025年2月4日、現時点においてもベインキャピタルによる対抗公開買付けは開始されていないものの、市場株価は公開買付者による第2回公開買付価格(9,451円)及びベインキャピタルにより予告されている公開買付価格(9,600円)を超えて推移しており、対象者の非公開化に向けた目途が立たず、公開買付けの長期化に伴い対象者の企業価値が棄損する懸念も生じ得ることを踏まえ、本公開買付けの成立の確度を高め現在の不安定な状況を収束させることを企図し、本公開買付価格を9,451円から9,850円に変更すること、及び、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を変更後の本公開買付価格(9,850円)と本新株予約権1個当たりの行使価額との差額(第5回新株予約権:6,385円、第6回新株予約権:5,698円、第7回新株予約権:3,331円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式の数を乗じた金額(第5回新株予約権:1,277,000円、第6回新株予約権:1,139,600円、第7回新株予約権:333,100円)に変更した上で(以下「本価格変更」といいます。)、第2回公開買付期間を2025年2月19日まで延長することを決定いたしました。

<後略>

(3) 第2回公開買付けに関する事項

② 第2回公開買付価格の決定

(変更前)

第2回公開買付けは、上記「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「② 公開買付者と対象者及び3DIPとの協議、公開買付者による意思決定の過程等」に記載のとおり、2024年9月3日付ベインキャピタルプレスリリースに記載のとおり、ベインキャピタルが、2024年10月に法的拘束力ある提案を行い、公開買付けに関する予定公表を行うか否か、及びそれらの内容を見極めたいと考える対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対し、ベインキャピタルが公開買付けの予定公表を行わなかった場合であっても、第1回公開買付価格と同額で対象者株式を、第1回公開買付価格と対象者株式1株当たりの行使価額との差額で本新株予約権を、それぞれ確実に売却する機会を担保するものであるため、公開買付者は、第2回公開買付価格を第1回公開買付価格と同額の8,800円とすることを予定しておりましたが、対象者株式の株価が、引き続き第1回公開買付価格(8,800円)を超えて推移していることなどを踏まえ、対象者株式の非公開化の迅速な実行の蓋然性を高めるため、2024年11月15日、本価格引上げを決定し、第2回公開買付価格は9,451円とすることといたしました。

(変更後)

第2回公開買付けは、上記「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「② 公開買付者と対象者及び3DIPとの協議、公開買付者による意思決定の過程等」に記載のとおり、2024年9月3日付ベインキャピタルプレスリリースに記載のとおり、ベインキャピタルが、2024年10月に法的拘束力ある提案を行い、公開買付けに関する予定公表を行うか否か、及びそれらの内容を見極めたいと考える対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対し、ベインキャピタルが公開買付けの予定公表を行わなかった場合であっても、第1回公開買付価格と同額で対象者株式を、第1回公開買付価格と対象者株式1株当たりの行使価額との差額で本新株予約権を、それぞれ確実に売却する機会を担保するものであるため、公開買付者は、第2回公開買付価格を第1回公開買付価格と同額の8,800円とすることを予定しておりましたが、対象者株式の株価が、引き続き第1回公開買付価格(8,800円)を超えて推移していることなどを踏まえ、対象者株式の非公開化の迅速な実行の蓋然性を高めるため、2024年11月15日、本価格引上げを決定し、第2回公開買付価格は9,451円とすることといたしました。

その後、公開買付者は、2025年2月4日、現時点においてもベインキャピタルによる対抗公開買付けは開始されていないものの、市場株価は公開買付者による第2回公開買付価格(9,451円)及びベインキャピタルにより予告されている公開買付価格(9,600円)を超えて推移しており、対象者の非公開化に向けた目途が立たず、公開買付けの長期化に伴い対象者の企業価値が棄損する懸念も生じ得ることを踏まえ、本公開買付けの成立の確度を高め現在の不安定な状況を収束させることを企図し、本公開買付価格を9,451円から9,850円に変更すること、及び、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を変更後の本公開買付価格(9,850円)と本新株予約権1個当たりの行使価額との差額(第5回新株予約権:6,385円、第6回新株予約権:5,698円、第7回新株予約権:3,331円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式の数を乗じた金額(第5回新株予約権:1,277,000円、第6回新株予約権:1,139,600円、第7回新株予約権:333,100円)に変更することを決定いたしました。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置

⑧ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(変更前)

公開買付者は、第2回公開買付期間を52営業日と設定していますが、第1回公開買付けの予定を公表した2024年9月19日から本公開買付けの開始日までの期間を含めると、実質的には法令に定められた

最短期間より長期にわたる期間を設定することとなり、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様  
が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会並びに対抗的買収提案者が対抗的な買  
付け等を行う機会は相応に確保されるものと考えております。

<後略>

(変更後)

公開買付者は、第2回公開買付期間を59営業日と設定していますが、第1回公開買付けの予定を公表  
した2024年9月19日から本公開買付けの開始日までの期間を含めると、実質的には法令に定められた  
最短期間より長期にわたる期間を設定することとなり、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様  
が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会並びに対抗的買収提案者が対抗的な買  
付け等を行う機会は相応に確保されるものと考えております。

<後略>

(5) 本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(変更前)

公開買付者は、上記「(1) 本両公開買付けの概要」に記載のとおり、本両公開買付けにおいて公開買  
付者が対象者株式の全て（ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株  
式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合に  
は、本公開買付け成立後、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の  
併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数  
の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時  
株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の  
観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決  
済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して、再度第2回公開買付  
期間中に基準日設定公告を行うことを改めて要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は現時点で  
未定ですが、現時点で、2025年3月頃の開催を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対  
象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公  
開買付者は本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<後略>

(変更後)

公開買付者は、上記「(1) 本両公開買付けの概要」に記載のとおり、本両公開買付けにおいて公開買  
付者が対象者株式の全て（ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株  
式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合に  
は、本公開買付け成立後、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の  
併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数  
の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時  
株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の  
観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決  
済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して、再度第2回公開買付  
期間中に基準日設定公告を行うことを改めて要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は現時点で  
未定ですが、現時点で、2025年4月頃の開催を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対  
象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公  
開買付者は本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<後略>

## 2. 買付け等の概要

### (2) 日程等

#### ② 届出当初の買付け等の期間

(変更前)

2024年11月20日(水曜日)から2025年2月7日(金曜日)まで(52営業日)

(変更後)

2024年11月20日(水曜日)から2025年2月19日(水曜日)まで(59営業日)

### (3) 買付け等の価格

(変更前)

① 普通株式1株につき、9,451円

#### ② 新株予約権

(i) 2022年3月29日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権(以下「第5回新株予約権」といいます。)(行使期間は2024年4月1日から2027年3月29日まで)1個につき1,197,200円

(ii) 2023年3月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権(以下「第6回新株予約権」といいます。)(行使期間は2025年4月1日から2028年3月28日まで)1個につき1,059,800円(以下「第6回新株予約権買付価格」といいます。)

(iii) 2024年3月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権(以下「第7回新株予約権」といい、第5回新株予約権、第6回新株予約権及び第7回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。)(行使期間は2026年3月27日から2034年3月24日まで)1個につき293,200円(以下「第7回新株予約権買付価格」といいます。)

(変更後)

① 普通株式1株につき、9,850円

#### ② 新株予約権

(i) 2022年3月29日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権(以下「第5回新株予約権」といいます。)(行使期間は2024年4月1日から2027年3月29日まで)1個につき1,277,000円

(ii) 2023年3月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権(以下「第6回新株予約権」といいます。)(行使期間は2025年4月1日から2028年3月28日まで)1個につき1,139,600円(以下「第6回新株予約権買付価格」といいます。)

(iii) 2024年3月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権(以下「第7回新株予約権」といい、第5回新株予約権、第6回新株予約権及び第7回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。)(行使期間は2026年3月27日から2034年3月24日まで)1個につき333,100円(以下「第7回新株予約権買付価格」といいます。)

### (4) 買付け等の価格の算定根拠等

#### ① 算定の基礎

(変更前)

##### (1) 普通株式

<中略>

本公開買付価格9,451円は、第1回公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2024年8月7日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値7,390円に対して27.89%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値7,130円に対して32.55%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純

平均値 6,797 円に対して 39.05%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 6,505 円に対して、45.29%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

(2) 本新株予約権

<中略>

なお、第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権は、権利行使期間が未到来ではあるものの、権利行使期間以外の権利行使条件を充足していることから本公開買付けの買付け対象としております。

<後略>

(変更後)

(1) 普通株式

<中略>

本公開買付価格 9,451 円は、第 1 回公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2024 年 8 月 7 日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値 7,390 円に対して 27.89%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 7,130 円に対して 32.55%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 6,797 円に対して 39.05%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 6,505 円に対して、45.29%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

その後、公開買付者は、2025 年 2 月 4 日、現時点においてもベインキャピタルによる対抗公開買付けは開始されていないものの、市場株価は公開買付者による第 2 回公開買付価格 (9,451 円) 及びベインキャピタルにより予告されている公開買付価格 (9,600 円) を超えて推移しており、対象者の非公開化に向けた目途が立たず、公開買付けの長期化に伴い対象者の企業価値が棄損する懸念も生じ得ることを踏まえ、本公開買付けの成立の確度を高め現在の不安定な状況を収束させることを企図し、本公開買付価格を 9,451 円から 9,850 円に変更することを決定いたしました。本価格変更後の本公開買付価格 9,850 円は、2025 年 2 月 4 日付の公開買付届出書の訂正届出書の提出日の前営業日である 2025 年 2 月 3 日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値 9,800 円に対して 0.51%、第 1 回公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2024 年 8 月 7 日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値 7,390 円に対して 33.29%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 7,130 円に対して 38.15%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 6,797 円に対して 44.92%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 6,505 円に対して、51.42%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

(2) 本新株予約権

<中略>

なお、第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権は、権利行使期間が未到来ではあるものの、権利行使期間以外の権利行使条件を充足していることから本公開買付けの買付け対象としております。

その後、公開買付者は、2025 年 2 月 4 日、現時点においてもベインキャピタルによる対抗公開買付けは開始されていないものの、市場株価は公開買付者による第 2 回公開買付価格 (9,451 円) 及びベインキャピタルにより予告されている公開買付価格 (9,600 円) を超えて推移しており、対象者の非公開化に向けた目途が立たず、公開買付けの長期化に伴い対象者の企業価値が棄損する懸念も生じ得ることを踏まえ、本公開買付けの成立の確度を高め現在の不安定な状況を収束させることを企図し、本公開買付価格を 9,451 円から 9,850 円に変更すること、及び、本新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格を変更後の本公開買付価格 (9,850 円) と本新株予約権 1 個当たりの行使価額との差額 (第 5 回新株予約権 : 6,385 円、第 6 回新株予約権 : 5,698 円、第 7 回新株予約権 : 3,331 円) に本新株予約権 1 個当たりの目的となる対象者株式の数を乗じた金額 (第 5 回新株予約権 : 1,277,000 円、第 6 回新株予約権 : 1,139,600 円、第 7 回新株予約権 : 333,100 円) に変更することを決定いたしました。

<後略>

(7) 買付代金

(変更前)

393,446,496,019 円

(注) 買付代金は、①対象者潜在株式勘案後株式総数(63,028,271株)から本日現在、公開買付者が保有する対象者株式の数21,413,302株(所有割合:33.97%)を控除した株式の数(41,614,969株)に本公開買付価格(9,451円)を乗じた金額(393,303,072,019円)に、②(i)本日現在残存する第6回新株予約権の個数(1,310個)から、本日現在、公開買付者が保有する第6回新株予約権の個数(1,230個)を控除した個数(80個)に第6回新株予約権買付価格(1,059,800円)を乗じた金額(84,784,000円)及び(ii)本日現在残存する第7回新株予約権の個数(2,900個)から、本日現在、公開買付者が保有する第7回新株予約権の個数(2,700個)を控除した個数(200個)に第7回新株予約権買付価格(293,200円)を乗じた金額(58,640,000円)を加えた金額を記載しております。

(変更後)

410,065,232,650 円

(注) 買付代金は、①対象者潜在株式勘案後株式総数(63,028,271株)から本日現在、公開買付者が保有する対象者株式の数21,413,302株(所有割合:33.97%)を控除した株式の数(41,614,969株)に本公開買付価格(9,850円)を乗じた金額(409,907,444,650円)に、②(i)本日現在残存する第6回新株予約権の個数(1,310個)から、本日現在、公開買付者が保有する第6回新株予約権の個数(1,230個)を控除した個数(80個)に第6回新株予約権買付価格(1,139,600円)を乗じた金額(91,168,000円)及び(ii)本日現在残存する第7回新株予約権の個数(2,900個)から、本日現在、公開買付者が保有する第7回新株予約権の個数(2,700個)を控除した個数(200個)に第7回新株予約権買付価格(333,100円)を乗じた金額(66,620,000円)を加えた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

(変更前)

「三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号  
auカブコム証券株式会社 (復代理人) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

(変更後)

「三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号  
三菱UFJ eスマート証券株式会社 (復代理人) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

② 決済の開始日

(変更前)

2025年2月17日(月)

(変更後)

2025年2月27日(木)

(9) その他買付け等の条件及び方法

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

(変更前)

<前略>

公開買付代理人において契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、応募の受

付を行った公開買付代理人の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付に係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が以下に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに以下に指定する者に到達することを条件とします。復代理人である au カブコム証券株式会社 を通じて応募された契約の解除をする場合は、同社のホームページ (<https://kabu.com/>) の「株式公開買付 (TOB)」 (<https://kabu.com/item/tob/>) に記載する方法によりログイン後画面を通じ公開買付期間末日の16時00分までに解除手続を行ってください。

<後略>

(変更後)

<前略>

公開買付代理人において契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、応募の受付を行った公開買付代理人の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付に係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が以下に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに以下に指定する者に到達することを条件とします。復代理人である 三菱UFJ e スマート証券株式会社 を通じて応募された契約の解除をする場合は、同社のホームページ (<https://kabu.com/>) の「株式公開買付 (TOB)」 (<https://kabu.com/item/tob/>) に記載する方法によりログイン後画面を通じ公開買付期間末日の16時00分までに解除手続を行ってください。

<後略>

#### (11) 公開買付代理人

(変更前)

三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

au カブコム証券株式会社 (復代理人) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

なお復代理人は、2025年2月1日に商号を「三菱UFJ e スマート証券株式会社」に変更する予定です。

(変更後)

三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

三菱UFJ e スマート証券株式会社 (復代理人) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

以上